

# 韓国の特許法等における損害賠償の 拡大



崔達龍国際特許法律事務所

弁理士・崔 達龍

崔達龍国際特許法律事務所は1999年に創立された。日本企業の出願等を専門に扱っているため、ホームページ(www.choipat.com)には韓国知財関連法令の和訳を掲載している。崔達龍氏は所長弁理士であり、専門は半導体・電子・通信・機械分野である。

## ■概要

韓国は特許権等の侵害行為に対し、最大3倍の範囲で賠償させることができるように懲罰的損害賠償制度を導入し、さらに権利者の生産能力を超過した侵害行為に対しても損害賠償を受けることができるよう特許法等は2019年度から2020年にかけて改正があった。

侵害額算定方式において、従前の「通常受けられる金額」の規定は市場の基準より低く算定されており、適正な侵害額が算定されないという点を考慮し、「合理的に受けられる金額」に変更し、損害額を市場の現実に合わせて算定することができるよう改正した。また、特許法の改正に続いて、商標法、デザイン保護法、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律も改正した。下記、各々の法律の改正について説明する。

## ■特許法の改正について

### 1. 懲罰的損害賠償制度の導入

韓国では特許権（または専用実施権）を侵害した行為が故意的であると認められる場合には、侵害と認められる金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができるよう、特許法を2019年1月8日付で改正し、同年7月9日から施行されている（特許法第128条第8項参照）。

上記の懲罰的賠償額を判断するときには、①侵害行為をした者の優越的地位の程度、②故意または損害発生のおそれの認識した程度、③侵害行為により特許権者および専用実施権者が受けた被害規模、④侵害行為により侵害した者が得た経済的利益、

⑤侵害行為の期間・回数等、⑥侵害行為による罰金、⑦侵害行為をした者の財産状態、⑧侵害行為をした者の被害救済の努力の程度の8項目を考慮しなければならないと規定している（特許法第128条第9項参照）。

なお、この改正法は、施行日以降に、最初の違反行為が発生した場合、または最初に損害賠償が請求された場合に適用される。

## 2. 損害額は合理的に受けられる金額

特許権者（または専用実施権者）は、故意または過失で自己の特許権（または専用実施権）を侵害した者に対し、侵害により受けた損害の賠償を請求する場合、その損害額は従前の「通常受けられる金額」から「合理的に受けられる金額」へと損害賠償を請求できるよう改正した（特許法第128条第5項参照）。

## 3. 特許権者の生産能力を超過する部分に対しても損害賠償可能

損害賠償額の現実化のために特許権者（または専用実施権者）の生産能力を超過する特許侵害者の製品販売についても損害賠償が請求できるように、特許法を2020年6月9日に改正し、2020年12月10日から施行されている。

すなわち、特許権者（または専用実施権者）の生産能力の範囲内の販売数量については現行法に従い、超過販売数量については特許発明の合理的な実施料を計算し、これを合算するようことができるようにした（特許法第128条第2項参照）。

※計算方法を簡略に表すと次のとおりである。

$(\text{生産能力範囲} \times \text{単位当りの利益額}) + (\text{生産能力超過分} \times \text{合理的な実施料率})$

※実用新案法においては、上記の改正特許法条文を実用新案法第30条に準用することで改正特許法をそのまま適用する。

## ■デザイン保護法の改正について

### 1. 懲罰的損害賠償制度の導入

他人のデザイン権（または専用実施権）を侵害した行為が故意的であると認められる場合には、侵害と認められる金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めるこ

とができるよう、デザイン保護法を2020年10月20日に改正し、同日から施行されている（デザイン保護法第115条第7項参照）。

上記の懲罰的賠償額を判断するときの考慮事項は、特許法第128条第9項と同一の事項が定められている（デザイン保護法第115条第8項参照）。

## 2. 損害額は合理的に受けられる金額

デザイン権者（または専用実施権者）が故意若しくは過失で自分のデザイン権（または専用実施権）を侵害した者に対し、その侵害によって自分が負った損害の賠償を請求する場合、その登録デザインの実施に対して「通常受けられる金額」から「合理的に受けられる金額」へと改正し、その金額をデザイン権者等が負った損害額として損害賠償できるようにした（デザイン保護法第115条第4項参照）。

## 3. デザイン権者の生産能力を超過する部分に対しても侵害賠償可能

デザイン権者（または専用実施権者）の生産能力を超過するデザイン権侵害者の製品販売についても損害賠償を請求できるように、デザイン保護法を2020年12月22日改正し、2021年6月23日から施行されている。

すなわち、デザイン権の侵害について損害賠償を請求する場合、その権利を侵害した者がその侵害の原因となった物を譲渡したとき、その損害額の計算方法は特許法と同様に改正された（デザイン保護法第115条第2項参照）。

## ■ 商標法の改正について

### 1. 懲罰的損害賠償制度の導入

他人の商標権（または専用使用権）を侵害した行為が故意的であると認める場合には、侵害と認める金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めらることができるよう、商標法を2020年10月20日に改正し、同日から施行されている（商標法第110条第7項参照）。

上記の懲罰的賠償額を判断するときの考慮事項は、特許法第128条第9項と同様の事項が定められている（商標法第110条第8項参照）。

## 2. 損害額は合理的に受けられる金額

商標権者（または専用使用权者）が故意もしくは過失で自分の商標権（または専用使用权）を侵害した者に対し、その侵害によって自分が負った損害の賠償を請求する場合、その登録商標の使用に対して「通常受けられる金額」から「合理的に受けられる金額」へと改正し、その金額を商標権者等が負った損害額として損害賠償できるようにした（商標法第110条第4項参照）。

## 3. 商標権者の生産能力を超過する部分に対しても侵害賠償可能

商標権者（または専用使用权者）の生産能力を超過する商標権侵害者の製品販売についても損害賠償を請求できるよう、商標法を2020年12月22日改正し、2021年6月23日から施行されている。

すなわち、商標権の侵害について損害賠償を請求する場合、その権利を侵害した者がその侵害の原因となった商品を譲渡したとき、その損害額の計算方法は特許法と同様に改正された（商標法第110条第1項参照）。

## ■不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の改正について

### 1. 懲罰的損害賠償制度の導入

営業秘密の侵害行為が故意的であると認める場合には、侵害と認める金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができるよう、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律を2019年1月8日に改正し、同年7月9日から施行されている（不正競争防止および営業秘密保護に関する法律第14条の2第6項参照）。

これにつづき他人のアイデア奪取行為、つまり事業提案、入札、公募等の取引交渉または取引過程で経済的価値を有する他人の技術的または営業上のアイデアが含まれた情報をその提供目的に違反して自身または第三者の営業上の利益のために不正に使用したり他人に提供して使用させるような行為および営業秘密行為が故意的であると認める場合、同法第5条（不正競争行為等に対する損害賠償責任）および同法第11条（営業秘密の侵害に対する損害賠償責任）の規定にかかわらず損害で認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償を定めることができるよう同法を2020年10月20日に再び改正し、2021年4月21日から施行されている。

## 2. 生産能力を超過する部分に対しても侵害賠償可能

不正競争行為（または営業秘密侵害行為）によって得た物を譲渡したとき、次の各号に該当する金額の侵害額を損害額にできるように同法を2020年12月22日改正（2021年6月23日施行）した。

その損害額の計算方法は、特許法と同様に改正された（同法第14条の2第1項参照）。

### ■まとめ

韓国では、上記のとおり懲罰的損害賠償および権利者の生産能力超過について損害賠償ができるように、特許法改正に続いてデザイン保護法、商標法、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律が改正された。

改正された損害計算方法により損害賠償額を合理的に現実に合わせてながら、これに3倍の懲罰的損害賠償を結合し強力な知的財産権保護がなされることが期待される。その反面、特許権等の濫用の恐れがあるという問題も考えられる。

### ■参考

- ・損害賠償に関する特許法等の公布・施行日一覧表

	懲罰的損害賠償関連	生産能力超過関連
特許法	2019年1月8日公布 2019年7月9日施行	2020年6月9日公布 2020年12月10日施行
デザイン保護法	2020年10月20日公布 2020年10月20日施行	2020年12月22日公布 2021年6月23日施行
商標法	2020年10月20日公布 2020年10月20日施行	2020年12月22日公布 2021年6月23日施行
	2019年1月8日公布 2019年7月9日施行	2020年12月22日公布 2021年6月23日施行

不正競争防止及 び営業秘密保護 に関する法律	2020年10月20日公布 2020年10月20日施行	
------------------------------	--------------------------------	--

## ■ソース

- ・韓国特許法
- ・デザイン保護法
- ・商標法
- ・不正競争防止および営業秘密保護に関する法律
- ・[Choipat News]特許権侵害、最大3倍の懲罰的賠償制度導入

(編集協力:日本国際知的財産保護協会)